

飯能市告示第97号

騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1の1の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

飯能市長 沢 辺 滯 壱

類型を当てはめる地域

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-------|--|
| A | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 |
| B | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域 |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

備考

- 1 地域の類型のアルファベットは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第一の一の表に掲げる地域の類型を示す。
- 2 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域を、「用途地域の定めのない地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。